子ども被災者支援法 基本方針改定案(概要)

1 改定の趣旨

集中復興期間が終了し、復興・創生期間が始まるに当たり、今後、どのような施策をどのような方針で行っていくべきか示す必要がある。また、発災から4年が経過し、避難指示区域以外の線量が大幅に低減していることなどの状況もある。他方で、避難先での生活の定着といった状況もある。このため、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、子ども被災者支援法基本方針(平成 25 年 10 月閣議決定)を改定する。

今回が初めての改定となる。

2 改定案の主な内容

(1) 支援対象地域について

①変更点

・支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、避難する状況にはないことを明記。(現行方針では記載していない。)

②変更しない点

- ・避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには、一定の期間を要することから、当面、 支援対象地域の縮小はしない。
- ・また、支援対象地域以外の地域であっても、準支援対象地域として、 引き続き、施策ごとに支援すべき地域及び対象者を定めつつ、適切に 施策を実施。
 - ※支援対象地域:原発事故発生後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。
 - ※準支援対象地域:支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて準支援対象地域を設定。

(2) 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項について

〇変更点

個別施策を網羅的に列挙することをやめ、以下の特に重要なものについてのみ、記載。

- ・「住宅の確保」については、福島県が示した災害救助法に基づく応急 仮設住宅の提供期間(1年延長した上で、平成 29 年 3 月末まで)は、 線量の大幅な低減等とも整合的である旨、明記。
- 政府としては、被災者がいずれかの地域において安心して生活を営む ことができるよう、適切に対応。
- ・「放射線による健康への影響調査、医療の提供等」については、事故 初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣 県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検 査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組む。
- ・各種支援団体の支援により、被災者がいずれかの地域において安心 して生活を営むことができるよう、適切に対応。
- ・その他、地方創生分野の取組など各施策も活用しながら、引き続き必要な施策を行っていく。

被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(改定案)

平成 27 年__月__日 閣 議 決 定 (案)

被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針 (平成 25 年 10 月 11 日 閣議決定) を別紙のとおり改定する。

被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

I 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

東京電力福島原子力発電所の事故の影響により、福島県の一部地域に対しては政府による避難指示が行われたが、避難指示の対象とされなかった地域においても、事故当初の放射線による健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じていた。

政府は、平成25年10月に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(平成25年10月11日閣議決定。以下「基本方針」という。)を策定し、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号。以下「法」という。)第8条に規定された「支援対象地域」にとどまらず、「支援対象地域」に準じる地域を施策ごとに定め、真に支援が必要な被災者に対し、きめ細かく支援を行うこととした。

しかし、原発事故発生から4年余りが経過し、原子力災害被災地でも復旧が進み、復興に向けた将来像が描かれようとしている。一方、依然として多くの被災者が、応急仮設住宅での避難生活を続けており、あくまでも避難に伴う仮住まいでの一時的な生活の継続は、先行きが見通せず、被災者にとって大きな負担になっている。

法第2条は、被災者が、自らの意思によって福島県等において避難せずに居住を続ける場合、他の地域へ移動して生活する場合、移動前の地域へ再び居住する場合のいずれを選択した場合であっても適切に支援するとともに、外部被ばく及び内部被ばくに伴う健康不安の早期解消に最大限の努力をすることを要請している。

これを踏まえ、本基本方針に基づく支援を着実に推進し、いずれの地域かにかかわらず、被災者が自ら居を定め、安心して自立した生活ができるように定住支援に重点を置くこととする。

Ⅱ 支援対象地域に関する事項

平成 25 年 10 月閣議決定時の基本方針(以下「改定前基本方針」という。) においては、原発事故発生後の放射線量の状況を考慮し、年間積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある地域と連続しながら、20 ミリシーベル トを下回るが相当な線量が広がっていた地域においては、居住者等に特に強い健康不安が生じたと言え、地域の社会的・経済的一体性等も踏まえ、当該地域では、支援施策を網羅的に行うべきものと考え、法第8条に規定する「支援対象地域」を、福島県中通り及び浜通りの市町村(避難指示区域等を除く。)としたところである。

さらに、被災者生活支援等施策ごとに、「支援対象地域」より広範囲な地域 を支援対象地域に準じる地域(以下「準支援対象地域」という。)として定め た。

現在の支援対象地域内の空間放射線量は、原子力規制庁が実施している航空機モニタリング結果に基づき推計した外部被ばく線量によると、原発事故発生時と比べ、大幅に低減しており、生活圏として既に年間 1 ~ 20 ミリシーベルトの線量域の下方部分にあり、各市町村で実施している個人被ばく線量の測定(支援対象地域内での実施 12 市町村の直近の各平均は、既に年間 1 ミリシーベルト以下)、福島県が実施しているホールボディ・カウンタ検査、厚生労働省等が実施している食品検査等からは、「長期目標」をも満たしつつある。

避難指示区域については、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方(線量水準に応じた防護措置の具体化のために)」(平成25年11月20日原子力規制委員会)において、「国際放射線防護委員会(ICRP)は、緊急事態後の長期被ばく状況を含む状況(以下、「現存被ばく状況」という。)において、汚染地域内に居住する人々の防護の最適化を計画するための参考レベル(中略)は、長期的な目標として、年間1~20ミリシーベルトの線量域の下方部分から選択すべきである」とする一方、「避難指示区域への住民の帰還にあたっては、(中略)以下について、国が責任をもって取組むことが必要である。・長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと」としている。

以上に鑑みれば、原発事故発生から4年余りが経過した現在においては、 空間放射線量等からは、避難指示区域以外の地域から避難する状況にはなく、 支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当であると考えられる。法の規定 上も「放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象とな る区域を見直すもの」とされており、線量の低下に伴って支援対象地域を縮 小することを予定していたものと考えられる。 原発事故発生から4年余りが経過し、避難先での生活が定着化する人もいる中、被災者が、帰還又は他の地域への定住のいずれを選択するかを新たに 判断するためには、一定の期間を要することから、当面、放射線量の低減に かかわらず、支援対象地域の縮小又は撤廃はしないこととする。

併せて、準支援対象地域についても、引き続き、被災者生活支援等施策の 趣旨目的等に応じて、施策ごとに支援すべき地域及び対象者を定めつつ、適 切に施策を実施する。

特に、避難指示が解除された地域についても、必要に応じた配慮をする。

なお、改定前基本方針を踏まえて開催された環境省の「東京電力福島第一原子力発電 所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」(以下「専門家会議」とい う。)の中間取りまとめによれば、

「今般の原発事故ではこれまで確定的影響(組織反応)の発生は確認されておらず、放射 線被ばくによる生物学的影響については主にがんについて検討する必要がある。(中略)

WHO 報告書や UNSCEAR2013 年報告書では、被ばく線量の推計に基づく健康リスク評価を実施しており、健康リスクについて「原発事故に伴う追加被ばくによる健康影響が自然のばらつきを超えて観察されることは予想されない」としている。専門家会議では、こうした国際機関の評価と同様、今般の原発事故による放射線被ばく線量に鑑みて福島県及び福島近隣県においてがんの罹患率に統計的有意差をもって変化が検出できる可能性は低いと考える。

また、放射線被ばくにより遺伝性影響の増加が識別されるとは予想されないと判断する。」

とされている。

Ⅲ 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

被災者にとって特に大きな生活上の負担となった「住宅の確保」について、その一つとしての災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく応急仮設住宅の提供は、住家を一時的に失った被災者への仮住まいの現物支給であり、その提供期限は原則2年とされている。東日本大震災で設置したものについ

ては、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づき、1年を超えない期間ごとに延長を行うことが可能となっており、福島県においては、避難者がいない5町村を除き、平成28年3月までの延長を行ってきた。

福島県においては、避難指示区域以外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与期間を1年延長した上で、平成29年3月末までとした。このことは、IIのとおり、空間放射線量が大幅に低減していること等とも整合的である。政府としては、被災者がいずれの地域においても安心して生活を営むことができるよう、適切に対応していく。

また、「放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等」については、改定前基本方針を踏まえて開催された、環境省の専門家会議において、被ばく線量把握・評価、健康管理、医療に関する施策のあり方等に関する中間取りまとめが行われた。

この専門家会議の中間取りまとめでは、「今回の事故による放射線被ばくによる生物学的影響は現在のところ認められておらず、今後も放射線被ばくによって何らかの疾病のリスクが高まることも可能性としては小さいと考えられる。しかし、被ばく線量の推計における不確かさに鑑み、放射線の健康管理は中長期的な課題であるとの認識の下で、住民の懸念が特に大きい甲状腺がんの動向を慎重に見守っていく必要がある。」ことなどが示されている。

これを受け、事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組むこととする。

さらに、現在避難している地域において活動している各種支援団体が、個別の事情に寄り添い、定住に向けた具体的な支援を行うことにより、被災者がいずれの地域においても安心して生活を営むことができるよう、適切に対応していく。

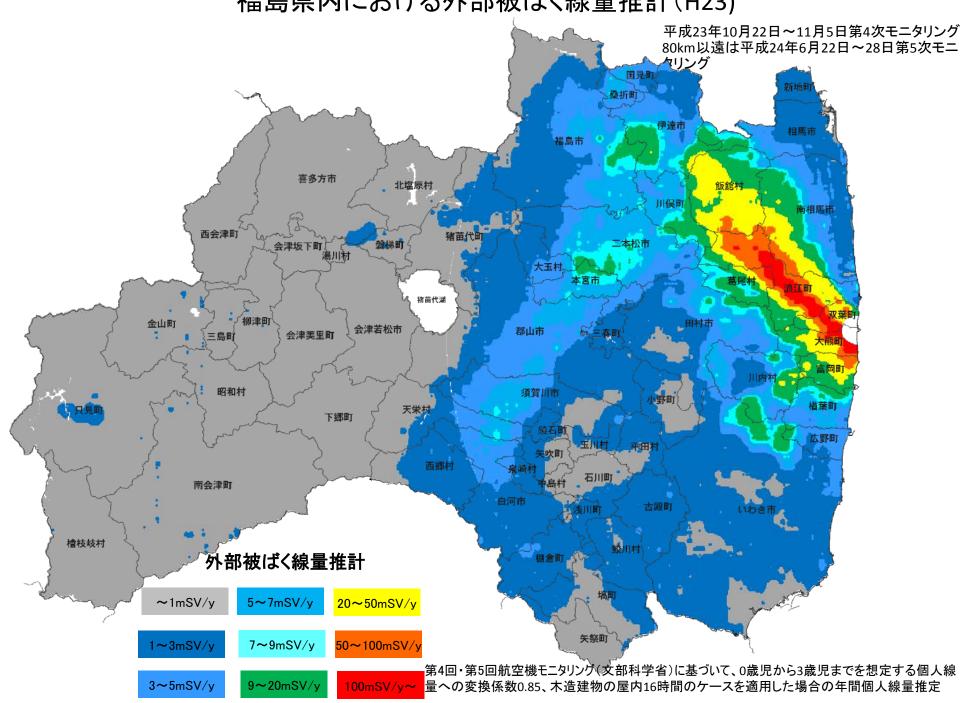
その他、汚染の状況についての調査、除染の継続的かつ迅速な実施、支援 対象地域で生活する被災者への支援、支援対象地域以外の地域で生活する被 災者への支援、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援、避難 指示区域から避難している被災者への支援等に関し、被災者が、いずれの地 域かにかかわらず、自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、法 の趣旨に沿って、定住支援に重点を置きつつ、地方創生分野の取組など各施 策も活用しながら、引き続き必要な施策を行っていく。

Ⅳ その他被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項

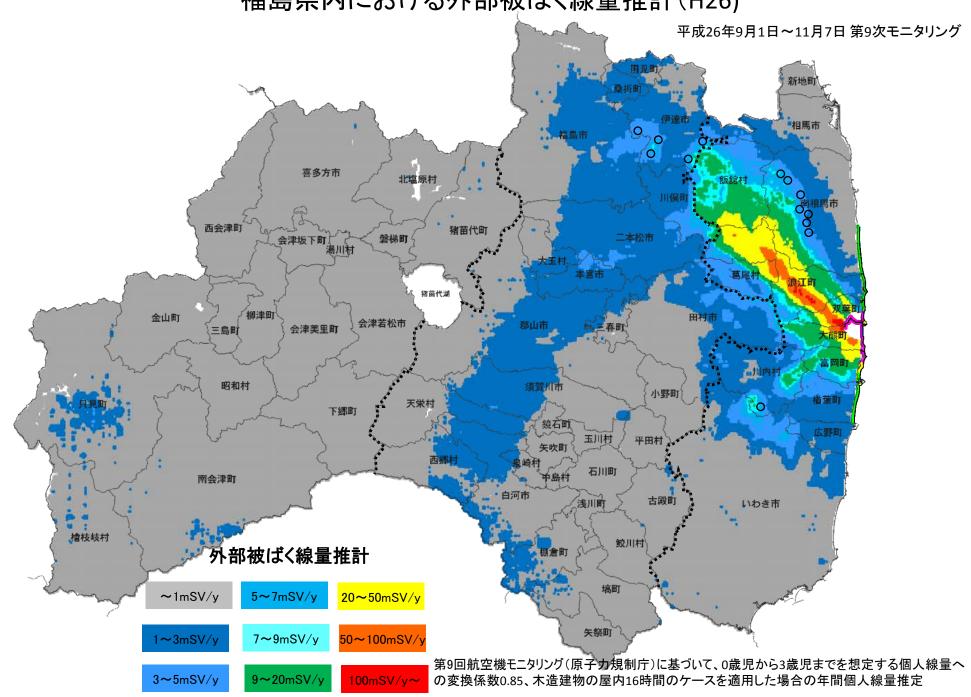
被災者が具体的な施策について把握できるようにするため、関係省庁の各 施策の概要、対象地域等を記した資料を別途取りまとめ、公表する。

本基本方針は、必要に応じて見直す。その際、被災者等の意見を適切に反映する観点から、被災者を支援する民間団体等とも連携する。

福島県内における外部被ばく線量推計(H23)



福島県内における外部被ばく線量推計(H26)



外部被ばく線量推計の概要

【線量評価上の一日の実効線量計算方法】

一日の実効線量 = 屋内線量+屋外線量+移動中線量

【今回の実効線量の計算】(仮定ケース)

年間実効線量 = 一日の実効線量 × 365

一日の実効線量 = 0.85 × (8[時間] + 16[時間] × 0.4)

× 空間線量率(バックグラウンド分を減)

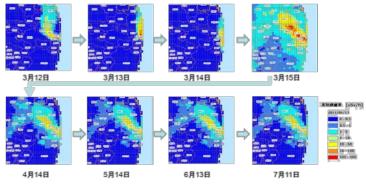
(0.85: 放医研とJAEAによる研究の0~3歳を想定した最も保守的な値)

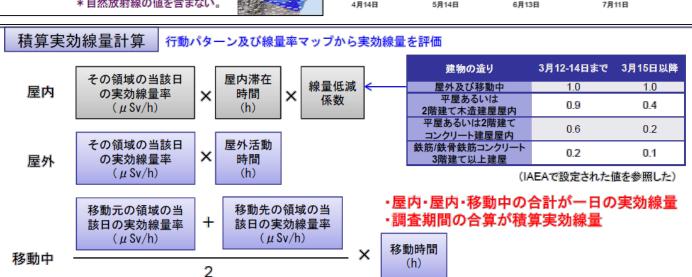
【設定条件】

線量率マップ

- 屋内時間を16時間と設定
- 屋外時間を8時間と設定
- 線量低減係数は、木造建築物屋内を平均した0.4とした
- 航空機モニタリング空間線量率[μ Sv/h](周辺線量当量率[μ Sv/h])に0.85を 乗じて実効線量率に換算
- バックグラウンドは0.04とした。

【参考】県民健康調査基本調査における外部線量推計例





福島県内における個人被ばく線量測定事業の結果概要まとめ

	直近属	属性		最直近	[mSv/y]		参考[n	nSv/y]	除染実施状	況(H27.3末)	
自治体	A)県外避難者数	B)人口	C)1m以上数	D)測定数	E) 1mSv以上 比 (C/D)	F)測定期	G)平均値	H)最大値	I)宅地除染進捗率	J)宅地除染終了時期	線量計の配布対象者
郡山市	2,306	329,077	33	7,981	1.33%	H26.11	0.37	1.88	50.1	H28.3	未就学児
いわき市	5,174	325,914	1,449	31,235	4.6%	H23.11	0.44		24.5	H29.3	年齢を限らない全住民
福島市	2,607	283,066	659	46,998	4.37%	H26.9	0.44		60.3	H28.9(除染全体)	乳幼児から中学生
須賀川市	267	76,898	154	7,193	2.1%	H25.9	0.36	1.86	45.7	H28.3	乳幼児から高校生
南相馬市	11,988	63,444	1,033	6,942	14.9%	H26.6	0.60	2	24.1	H29.3	年齢を限らない全住民
白河市	188	62,662	42	14,626	0.29%	H26.7	0.32	1.6	45.4	H29.3	乳幼児から中学生
伊達市	340	61,947	5,502	21,080	26.1%	H25.7	0.76		77.0	H28.3	年齢を限らない全住民
二本松市	295	56,183	564	5,643	10.0%	H26.5	0.66	5.22	72.8	H28.3	中学生以下と妊婦、高校生以上(希望者)
相馬市	1,003	35,462	8	3,173	0.25%	H25.5	0.65	1.50	19.7	H28.3	乳幼児、小中学生、妊婦
矢吹町	72	17,903	2	1,484	0.13%	H23.10	0.31	1.32	23.8	H28.3	年齢を限らない全住民
桑折町	53	12,062	6	633	0.9%	H25.8	0.40		99.7	H26.12	乳幼児、小中学生、妊婦
国見町	20	9,465	6	501	1.2%	H25.8		3.6	72.9	H28.3	乳幼児から中学生
平田村	4	6,422	5	884	0.57%	H23.11			調査にて終了	終了済み	15歳以下
広野町	1,720	4,990	0	79	0	H26.5		0.72	97.4	H24.12	小中学生
鮫川村	5	3,650	1	511	0.20%	H23.10	0.34	1.08	100.0	H28.3	乳幼児、小中学生、妊婦
合計値	26 042	1,349,145	9,464	148,963	6.4%		0.49				

[・] 県外避難者数: 県外避難有効発信数(福島県調べ)より引用

[・]支援対象地域を中心とした、各市町村のHPに公表されているデータの中から、年間1mSv以上の人数の抽出が可能なデータについて、各市町村に確認して取りまとめたも ・の。

[・]なお、各市町村における測定は、市町村毎の方法で実施されており、必ずしも測定時期・期間、線量計の配布対象者・数、測定機器等が統一されたものではないため、市町村間でデータ比較を行うことは適切ではないことに留意が必要。例えば、年齢に限らない全住民を線量計の配布対象としている場合、一般に高線量地域を移動する者が含まれることにより測定値が高くなる傾向にある。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果累計

(平成23年6月27日~平成27年4月30日)

○全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした。 (単位:人) 預託実効線量 合計 1mSv未満 <u>1 m S v</u> 2 m S v 3 m S v 福島市 0 0 21,131 21,131 0 本松市 0 0 0 4,031 4,031 伊達市 0 7,861 2 1 7,864 本宮市 4,836 0 0 0 4,836 県北 桑折町 191 0 0 0 191 国見町 2,857 0 0 0 2,857 川俣町 2,536 0 0 0 2,536 大玉村 3,741 0 0 О 3,741 郡山市 30,908 0 0 0 30,908 須賀川市 7,179 0 0 0 7,179 田村市 4,537 0 0 0 4,537 鏡石町 2,515 0 0 0 2,515 天栄村 1,217 0 0 0 1,217 0 0 石川町 2,759 0 2,759 県 中 1,228 0 0 1,228 玉川村 0 平田村 0 0 0 767 767 浅川町 817 0 0 0 817 古殿町 387 0 0 0 387 E春町 0 0 О 1,813 1,813 小野町 0 0 0 603 603 白河市 16,957 0 0 0 16,957 6,860 西郷村 6,860 0 0 0 泉崎村 0 О 2,387 0 2,387 中島村 1,865 0 0 0 1,865 県 南 矢吹町 5,508 0 0 0 5,508 棚倉町 4,392 0 0 0 4,392 矢祭町 1,603 0 0 0 1,603 塙町 1,442 0 0 0 1,442 鮫川村 1,290 0 0 0 1,290 会津若松市 13,071 0 0 0 13,071 喜多方市 5,481 0 0 0 5,481 北塩原村 512 0 0 0 512 西会津町 679 0 0 0 679 磐梯町 524 0 0 0 524 猪苗代町 922 0 0 0 922 会津坂下町 会津 ,152 0 0 0 2,152 湯川村 514 0 0 0 514 柳津町 0 0 0 464 464 三島町 143 0 0 0 143 金山町 182 0 0 О 182 昭和村 133 0 0 О 133 2,149会津美里町 0 0 0 2,149 796 下郷町 0 0 0 796 檜枝岐村 69 0 0 69 0 南会津 585 0 0 О 585 只見町 南会津町 0 0 0 1,688 1,688 相馬市 0 0 472 472 0 南相馬市 3,585 0 0 О 3,585 広野町 973 0 0 0 973 楢葉町 1,773 1 2 0 1,776 富岡町 3,573 0 1 0 ,574 川内村 524 0 525 0 1 相双 大熊町 3 0 3,667 1 3,671 双葉町 2,601 2 2 2,607 浪江町 9 ,283 5 2 0 9,290 葛尾村 641 0 0 0 641 新地町 3,571 0 0 0 3,571 飯舘村 1,920 1 0 0 1,921 40,224 40,224 いわき 0 0 0 いわき市 累計 247,115 247,089 14 10 2 (平成23年6月~ 平成27年4月)

(出所)福島県県民健康調査課公表資料(平成27年5月29日)

99.99%

0.0057%

0.0040%

0.0008%

100.000%

全体比率(参考)

食品中の放射性物質の検査結果について(平成24~平成27年度)

		H24年度			H25年度			H26年度			H27年度	
品目	基準値 超過点数	超過割合	検査点数	基準値 超過点数	超過割合	検査点数	基準値 超過点数	超過割合	検査点数	基準値 超過点数	超過割合	検査点数
*	84	0.00081%	1037万	28	0.00025%	1104万	0	0%	1098万	-	_	_
麦	0	0%	1,818	0	0%	592	0	0%	383	-	-	_
豆 類	63	1.1%	5,962	21	0.41%	5,167	2	0.078%	2,579	-	-	_
野 菜 類	5	0.027%	18,570	0	0%	19,657	0	0%	16,712	0	0%	1,644
果実類	13	0.29%	4,478	0	0%	4,243	0	0%	3,302	0	0%	52
茶	13	1.5%	867	0	0%	447	0	0%	206	0	0%	36
その他地域特産物	14	0.45%	3,094	0	0%	1,618	0	0%	1,049	0	0%	2
原 乳	0	0%	2,421	0	0%	2,040	0	0%	1,846	0	0%	220
肉•卵 (野生鳥獣肉除<)	4(8) ※	0.002%	187,776	0	0%	194,945	0	0%	188,304	_	-	_
きのこ・山菜類	605	9.2%	6,588	194	2.6%	7,581	103	1.2%	8,557	29	1.1%	2,685
水産物	1,093	5.6%	19,564	302	1.46%	20,695	100	0.48%	20,910	4	0.12%	3,377

[※] 畜産物の括弧内は、牛肉の暫定基準値500Bq/kgでは基準値超過とならない100Bq/kgの4件を含む件数。

【出所】食品衛生法に基づく放射性物質の検査結果の厚生労働省の公表結果 厚生労働省の公表資料を基に、農林水産省で品目別に整理をした結果の公表

[※] 穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

[※] 平成27年度分は、農産物は平成27年5月25日、畜産物、水産物は平成27年5月31日時点のもの。

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」 に関する施策とりまとめ

1 汚染状況調査	1	(11)支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する	
2 除染	2	施策	14
3 被災者への支援		(12)避難指示区域等から避難している被災者への支援	14
(1)医療の確保	3	(13)放射線による健康への影響調査、医療の提供等	16
(2)子どもの就学等の援助・学習等の支援	4	(14) その他	18
(3)家庭、学校等における食の安全及び安心の確保	6	4 その他の支援	
(4)放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地		(1) 低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調	
域における取組の支援	8	査研究等及び成果の普及	20
(5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持	9	(2)放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材の	
(6)家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援	10	養成	21
(7)移動の支援	11	(3)国際的な連携協力	22
(8) 住宅の確保	11	(4)国民の理解	23
(9) 就業の支援	12		
(10)地方公共団体による役務の提供を円滑に受けること			
ができるようにするための施策	13		

^{※「}被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」において、「被災者生活支援等施策に関する詳細は、関係省庁の施策を取りまとめ、 別途公表する。」としていることを受け、基本方針に盛り込まれた施策その他の被災者支援に関する施策について、支援の内容ごとに分類した上で取りまとめ、公表するもの。

1 汚染状況調査

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	放射線モニタリング	「総合モニタリング計画」に沿って、モニタリン	福島県及び近隣県等	原子力規制庁
		グポスト等による空間線量の測定や土壌に含まれ		関係省庁
		る核種ごとの放射性物質の分析等を実施		
2	環境中の放射性物質の動態解明 のための研究	環境中の放射性物質の動態解明のため、以下の研究を実施	标 白 旧	<u> </u>
		・低線量放射線影響や放射線の環境影響について、放射線になる影響の影響の影響を表現した。	福島県	文部科学省
		射線による長期被ばくの影響の機構を解明するため の研究を実施		
		・汚染地域の農地から放出される放射性セシウム動態 予測技術を開発	福島県	農林水産省
		・ため池等に含まれる放射性物質の実態把握のため、	福島県	
		放射線モニタリング、分析等を実施 ・森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するた	福島県	
		め、樹冠部から土壌中まで階層ごとの放射性物質の 分布状況等の調査を実施		
		・被災地の沿岸・沖合水域等において、水生生物中の 放射性物質の挙動とその要因の解明に関する調査研 究を実施	福島県を中心とした水域	
		・環境中の多媒体(大気・水・土壌・生物・生態系等)での放射性物質等の実態把握・動態解明の研究等を実施	福島県	環境省
3	中長期放射線量率予測	・航空機モニタリングや走行サーベイ、リアルタイ	未定	原子力規制庁
		ム線量測定システム等による空間線量率の実測		
		値を基に中長期の放射線影響評価を実施し公表		
		·除染特別地域における除染結果等に関するデータ提供を実施	国が除染を行う除染特別地域	環境省

2 除染

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	放射性物質に汚染された土壌等	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計	国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を	環境省
	の除染の実施	画を策定して順次除染を実施	進める除染実施区域	
2	住居等の生活環境における優先	子どもが安心して生活できる環境を取り戻すた	国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を	環境省
	的な除染の実施	め、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に	進める除染実施区域	
		除染するよう配慮		
3	除染技術の開発及び新技術の評	除染技術について、以下の開発等を実施		
	価·活用促進			
		・高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構	福島県及び近隣県等	農林水産省
		築・実証、高濃度汚染農地土壌の現場における処分		
		技術の開発を実施		
		・森林施業等を活用した放射性物質の拡散抑制技術を	福島県及び近隣県等	
		検証・開発し、各地域で効果的に導入していくため		
		に必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染		
		等に向けた取組を実質的に推進		
		・除染作業への新技術導入促進を図るため、今後の除	国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を	環境省
		染作業に活用しうる有望な除染等技術の実証事業を	進める除染実施区域	
		実施するとともに、除染技術の登録・評価等を迅速		
		に行う「除染技術探索サイト」を運営		

3 被災者への支援 (1)医療の確保

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	地域医療再生基金	被災地における医療施設の復旧・復興や医療従事	岩手県、宮城県、福島県及び全都道府県	厚生労働省
		者の確保等の取組を支援	※予算年度により異なる。	
2	地域医療支援センター	地域の医師不足病院の医師確保の支援等を行うた	被災3県·27道府県	厚生労働省
		め、都道府県に設置される地域医療支援センター を支援	岩手県、宮城県、福島県のほか、北海道、青森県、 茨城県、埼玉県、千葉県、石川県、山梨県、長野県、 新潟県、静岡県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、岡山 県、愛媛県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、長 崎県(計29道府県)において設置済。群馬県におい て平成25年10月設置予定。	
3	健康診査や健康相談の機会を通	健康診査及び健康診断の実施補助、避難指示区域		厚生労働省
	じた生活習慣病対策	 住民への特定健康診査費用免除に要する費用の補		
		助等を実施		
4	介護基盤緊急整備等臨時特例基	福島県による他地域の潜在保健師等の活用による	岩手県、宮城県、福島県	厚生労働省
	金	医療人材確保や保健師等による健康支援活動を支		
		援		
5	(独)福祉医療機構 東日本大	被災した医療施設等の災害復旧に係る建築資金、	特定被災区域(岩手県、宮城県、福島県の全域及	厚生労働省
	震災に係る「災害復旧資金等」	機械購入資金及び長期運転資金の貸付等を実施	び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新	
	(医療貸付事業)		潟県、長野県内の一部市町村)及び特定被災区域	
			で被災した幼児児童生徒を受け入れる都道府県、	
			市区町村	
6	がん検診の受診率向上の推進	がん検診について、受診率向上を図る事業を行う	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	厚生労働省
		市町村・都道府県への支援、企業での理解を促進		
		するとともに連携・調整する事業を実施		

3 被災者への支援 (2)子どもの就学等の援助・学習等の支援

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	被災した幼児児童生徒への就学	震災により経済的理由から就学等が困難となった	特定被災区域(岩手県、宮城県、福島県の全域及	文部科学省
	等支援	子どもに対し、学用品費等の支給等を実施	び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新	
			潟県、長野県内の一部市町村)及び特定被災区域	
			で被災した幼児児童生徒を受け入れる都道府県、	
			市区町村	
2	学びを通じた被災地の地域コミ	学校・公民館等を活用して被災した子どもたちの	福島県、岩手県、宮城県等被災地域及び被災者の	文部科学省
	ユニティ再生支援事業	放課後等における学習・交流活動の支援や地域住	受け入れ地域であって、特に地域コミュニティの	
		民の学習・交流活動を支援	再生が必要な地域	
3	ふくしまっ子体験活動応援事業	明るく元気な「ふくしま」の復元のため、移動教	福島県	内閣府原子力
	(福島県県民健康管理基金)	室体験活動応援補助事業、自然の家体験活動応援		被災者生活
		事業、体験活動応援補助事業を実施		支援チーム
4	復興教育支援事業	被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモ	岩手県、宮城県、福島県	文部科学省
		デルとなる先進的な教育活動を展開する団体の取		
		組を支援		
5	福島県の子供たちを対象とする	福島県内の子どもを対象として、学校や社会教育	福島県	文部科学省
	自然体験・交流活動支援事業	団体等が実施する自然体験活動や県外の子どもた		
		ちとの交流活動を支援〈詳細検討中〉		
6	学校施設環境改善交付金	児童生徒などの学習・生活の場の安全性を確保す	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
		るための公立学校施設の改築・補強等に要する費		
		用を補助		
7	公立学校施設整備費負担金	児童生徒などの学習・生活の場の安全性を確保す	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
		るための公立学校施設の新増築に要する費用を補		
		助		
8	被災した児童生徒に対する学習	被災した公立学校の児童生徒に対するきめ細かな	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
	支援のための教職員定数の加配	学習支援等のため、教職員定数を特別に追加配置		
	措置			

9	被災地におけるスクールバス・	被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学	特定被災区域(岩手県、宮城県、福島県の全域及	文部科学省
	ボートの購入経費の補助	条件の緩和のため、自治体のスクールバス・ボー	び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新	
		トの購入経費を補助	潟県、長野県内の一部市町村)	
10	高等学校等奨学金事業(高等学	都道府県が実施する高校生への奨学金貸与事業を	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
	校等奨学金事業交付金)	支援		
11	国立・私立大学等の授業料減免	被災した学生を対象とする授業料減免事業を実施	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
	等	する大学等を支援		
12	(独)日本学生支援機構 大学	被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
	等奨学金事業の充実	断念することのないよう奨学金を貸与		
13	私立高等学校等の授業料減免等	私立高校等が実施する授業料減免措置に都道府県	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
		が支援する場合にその一部を補助		

3 被災者への支援 (3)家庭、学校等における食の安全及び安心の確保

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	食品中の放射性物質の検査計画	地方自治体が策定する食品中の放射性物質の検査	_	厚生労働省
	に係るガイドラインの策定及び	計画に係るガイドラインを定めるとともに、地方		
	検査結果の公表	自治体が実施した検査結果を取りまとめて公表		
2	学校給食の安心・安全の確保(学	学校給食のより一層の安心を確保するため、学校	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木	文部科学省
	校給食安心対策事業)	給食一食全体の提供後の検査等を実施	県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県	
3	給食用食材の放射性物質検査機	児童福祉施設等での給食用食材の放射性物質検査	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	厚生労働省
	器の補助等(安心こども基金)	機器の整備費用・モニタリング調査費用の補助		
4	食品中の放射性物質に関するリ	食品中の放射性物質に関する消費者の理解促進の	_	消費者庁
	スクコミュニケーション	ため、関係府省庁及び地方自治体と連携した大規		
		模な意見交換会等や、専門家(コミュニケーター)		
		の養成研修を実施		
5	農林水産物、食品等の安全・安	福島県における食品放射性物質検査体制の強化や	福島県	内閣府原子力
	心の復元(福島県原子力被害応急	学校給食検査体制整備事業を支援		被災者生活
	対策基金)			支援チーム
6	食品中の放射性物質に係る「検	食品の出荷制限等の要否を適正に判断するための	_	内閣府原子力
	査計画、出荷制限等の品目・区	検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性		被災者生活
	域の設定・解除の考え方」の決	の判断、出荷制限等の解除の考え方に関する基本		支援チーム
	定	的考え方を提示し、必要に応じ見直しを実施		
7	(独)国民生活センターによる放	地方自治体における食品等の放射性物質検査体制	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	消費者庁
	射性物質検査機器の貸与	整備の支援のため、自治体に対する検査機器貸与		
		やサポートを実施		
8	被災4県の地方消費者行政活性	4 県における食品放射性物質検査、食の安全性等	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	消費者庁
	化基金への積み増し	に関する消費生活相談対応等を支援		
9	食品中の放射性物質に係る検査	都道府県等が設置する食品衛生検査施設への検査	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	厚生労働省
	機器の導入支援(保健衛生施設	機器整備を支援		
	等設備整備費補助金)			

10	食品中の放射性物質に係る流通	流通段階での食品買上調査を行い、都道府県等の	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉	厚生労働省
	段階の買上調査(食品中の放射	食品中の放射性物質検査の効果の検証や検査計画	県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、	
	性物質に係るモニタリング検査	に関し助言	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静	
	計画策定推進経費)		岡県の 17 都県及び近隣道県	
11	食品の放射性物質汚染状況調査	平成 24 年4月に設定した食品中の放射性物質の	全国 15 地点(北海道、岩手県、宮城県、福島県(浜	厚生労働省
	及び食品摂取量調査(食品放射	基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調	通り、中通り、会津)、茨城県、栃木県、埼玉県、	
	性物質安全性検証費)	査して継続的に検証	東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長	
			崎県)	
12	農畜産物等の放射性物質濃度の	安全な食品の安定供給のため、放射性物質濃度検	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉	農林水産省
	検査機器整備等支援	査機器の整備費用を補助	県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、	
			東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静	
			岡県の 17 都県及びこれらの都県内の市町村、農業	
			者団体等	
13	特用林産物安全供給推進事業	きのこの原木等の放射性物質の調査、安全な供給	放射性物質の影響を受けている地域	農林水産省
		のための汚染低減技術の検証・普及事業を支援		
14	水産物の放射性物質のモニタリ	放射性物質の影響が懸念される海面や内水面の水	原子力災害により放射性物質の汚染が懸念される	農林水産省
	ング(放射性物質影響調査推進	産物のモニタリング調査を実施	海面及び内水面(福島県、宮城県、茨城県、栃木	
	委託事業)		県、群馬県、千葉県、青森県、岩手県、秋田県、	
			山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山	
			梨県、長野県、静岡県、北海道の 18 都道県及びこ	
			れらの都道県内の市町村、漁業者団体等)	
15	放射能測定機器の整備(水産業	水産業共同利用施設の復旧・復興に不可欠な機器	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城	農林水産省
	共同利用施設復旧支援事業)	及び放射能測定器等の整備を支援	県、千葉県及び養殖施設が被災した者	
		·	\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.	

3 被災者への支援 (4)放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	放射性物質により汚染された土			環境省
	壌等の除染の実施 [再掲]			
2	除染に係る専門家派遣	除染に係る技術的助言等の情報提供を行うことが	汚染状況重点調査地域等	環境省
		できる専門家を派遣		
3	通学路の線量低減化事業(福島	通学路や局所的に線量が高い場所等の放射線量低	福島県	内閣府原子力
	県県民健康管理基金)	減のための活動について支援		被災者生活
				支援チーム
4	学校給食の安心・安全の確保(学			文部科学省
	校給食安心対策事業)〔再掲〕			
5	給食用食材の放射性物質検査機			厚生労働省
	器の補助等(安心こども基金)			
	〔再掲〕			

⁽注) これらのほか、「2 除染」、「3 (3) 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保」に掲載している施策等も本項目に関する取組 として講じている。

3 被災者への支援 (5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	子ども元気復活交付金	公的賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保の	原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興	復興庁
	(福島定住等緊急支援交付金)	ための施設整備の早急な実施を支援	に支障が生じていると認められる地域	
2	遊具の設置や子育てイベントの	児童館や体育館などへの大型遊具等の設置、移動	福島県	厚生労働省
	開催(安心こども基金)	式の大型遊具を活用した子育てイベント開催支援		
3	ふくしまっ子体験活動応援事業			内閣府原子力
	(福島県県民健康管理基金)〔再			被災者生活
	掲〕			支援チーム
4	福島県の子供たちを対象とする			文部科学省
	自然体験・交流活動支援事業〔再			
	掲〕			
5	国立青少年教育施設を活用した	(独)国立青少年教育振興機構において、被災地	岩手県、宮城県、福島県	文部科学省
	「リフレッシュ・キャンプ」	の子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュの		
		ため、国立青少年教育施設で自然体験活動等がで		
		きる機会を提供		
6	地域を活用した学校丸ごと子ど	地域の様々な機関等が有する人的資源等を活用す	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
	もの体力向上推進事業	ることにより、検証改善サイクルを踏まえた学校		
		における子どもの体力向上の取組を推進		
7	医師やスポーツトレーナー等の	児童生徒等の精神的ストレスや運動不足を解消す	福島県	文部科学省
	派遣による児童生徒等の精神的	るため、医師やスポーツトレーナー等を学校等に		
	ストレスや運動不足の解消(学	派遣し、講話や実技等を実施		
	校保健対策支援事業)			
8	子ども農山漁村交流プロジェク	小学校における農山漁村での宿泊体験活動によ	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	農林水産省
	 	り、都市と農村の交流活発化とともに被災地の子		
		どもたちの豊かな体験を支援		

3 被災者への支援 (6)家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	緊急スクールカウンセラー等派	被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケア等の	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木	文部科学省
	遣事業	ため、被災地及び被災した幼児児童生徒を受け入	県、千葉県、新潟県、長野県(災害救助法適用地	
		れている学校等にカウンセラーなどを派遣	域)及び被災幼児児童生徒受け入れ都道府県、市	
			区町村	
2	親を亡くした子ども等への相	子どもの心のケアについては、「安心こども基金」	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	厚生労働省
	談・援助事業(安心こども基金)	を活用し、児童精神科医の配置や巡回相談、保育士		
		等の子育て支援に関わる方々に対する研修等の取組		
		を支援		
3	被災者の心のケア支援事業(被	保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士な	原則として、岩手県、宮城県、福島県の各県	厚生労働省
	災地心のケア支援体制の整備)	どの専門職により、心の不調を訴える被災者への		
		訪問支援と保健所や市町村の精神保健上の行政サ		
		ービスの後方支援		
4	原発事故による母子避難者等に	原発事故により避難して二重生活を強いられてい	福島県中通り・浜通り(原発事故による警戒区域	復興庁
	対する高速道路無料措置	る母子避難者等に対し、高速道路の無料措置を実	等を除く)及び宮城県丸森町	国土交通省
		施		
5	心のケア対策推進事業	学校における児童生徒等の心のケアに対する対応	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
		の充実を図るため、教職員等を対象とした研修会、		
		シンポジウム、教職員向け指導参考資料の作成等		
		を実施		

3 被災者への支援 (7)移動の支援

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	原発事故による母子避難者等に			復興庁
	対する高速道路無料措置〔再掲〕			国土交通省

3 被災者への支援 (8)住宅の確保

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	子ども元気復活交付金〔再掲〕			復興庁
	(福島定住等緊急支援交付金)			
2	災害救助法に基づく応急仮設住	東日本大震災により住家を失った被災者などに、	災害救助法適用地域の被災者が避難している都道	内閣府
	宅の供与(災害救助費等負担金)	仮の住まいとして応急仮設住宅の提供	府県	
3	公営住宅への入居の円滑化支援	支援対象地域に居住していた避難者について、新	避難住民を受け入れた自治体	復興庁
		規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を		国土交通省
		支援		

3 被災者への支援 (9)就業の支援

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	震災等緊急雇用対応事業(重点	被災者の一時的な雇用の場の確保のため、自治体	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木	厚生労働省
	分野雇用創造事業)	による直接雇用や企業・NPOへの事業委託によ	県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地	
		り支援	域	
2	事業復興型雇用創出事業(雇用	将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の災害	厚生労働省
	復興推進事業)	待される事業を実施する事業所での被災者雇用に	救助法適用地域	
		対し助成		
3	被災者雇用開発助成金(特定求職	被災離職者等をハローワーク等の紹介で継続して	各都道府県全域	厚生労働省
	者雇用開発助成金)	雇用する事業主への助成金支給を実施		
4	福島避難者帰還等就職支援事業	避難者の多い自治体のハローワークへのコーナー	福島県、山形県、埼玉県、東京都、新潟県、大阪	厚生労働省
		設置、帰還者の雇用促進に資する事業の委託、福	府	
		島労働局への専門員配置等を実施		
5	ハローワークにおける職業相	避難指示区域等から避難している求職者に対し、子	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	厚生労働省
	談・職業紹介等の就職支援	育て中の方に対する就職支援を行っているマザーズ		
		ハローワークを含めた全国のハローワークにおい		
		て、職業相談・職業紹介等の就職支援を実施		
6	離職者に対する公的職業訓練の	避難している住民の方や帰還する住民の方が、新	被災者が居住している全国の地域	厚生労働省
	実施(離職者等再就職に資する総	しい仕事に就くために公共職業訓練や求職者支援		
	合的な職業能力開発プログラム	訓練を無料で実施。また、一定の要件を満たす場		
	の推進、求職者支援制度等)	合には、求職者支援制度による訓練期間中の生活		
		支援の給付金を支給		
7	生涯現役・全員参加・世代継承	高齢者から若者への技能伝承等、モデル性があり	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木	厚生労働省
	型雇用創出事業(雇用復興推進	将来的な事業の自立による雇用創出が期待される	県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地	
	事業)	事業を委託により実施〈平成 24 年度までに開始し	域	
		た事業について実施〉		

8	震災関連人材育成支援奨励金(成	被災者を雇い入れた中小企業事業主が労働者に職	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	厚生労働省
	長分野等人材育成支援事業(震	業訓練を行う場合の訓練費を助成〈平成 25 年7月		
	災特例・復興関連分))	10 日から受付停止〉		
9	特用林産施設体制整備事業	きのこ等の特用林産物の生産について、放射性物	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉	農林水産省
		質による被害防止対策等に係る費用を助成	県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、	
			東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静	
			岡県の 17 都県	
10	被災者向け農の雇用事業	被災農業者や就農を希望する被災者に就業の場を	被災者が居住している全国の地域	農林水産省
		確保するとともに、農業技術等を習得するための		
		研修実施を支援		
11	農山漁村被災者受入円滑化支援	避難生活を余儀なくされている被災農家等に対	被災者が居住している全国の地域	農林水産省
	事業	し、受入れ可能な農山漁村地域に関する情報提供		
		やマッチング支援を実施		
12	被災者営農継続支援耕作放棄地	被災農家等が避難先等において荒廃農地を活用し	被災者が居住している全国の地域	農林水産省
	活用事業	て営農活動を再開する場合に、荒廃農地の再生な		
		どの一連の取組を支援		
13	漁業復興担い手確保支援事業	被災した若青年漁業者等の技術習得支援、新規に	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城	農林水産省
		漁業に就業する者への研修費用の支援を実施	県、千葉県	

[※]二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

3 被災者への支援 (10) 地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	避難住民の受入れに伴う経費に	避難住民の受入れに伴い受入れ団体が負担する経	避難住民を受け入れた自治体	総務省
	対する地方財政措置	費について特別交付税を措置		

3 被災者への支援 (11)支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	全国避難者情報システム等によ	避難者から提供された所在地等の情報を避難先都	_	総務省
	る避難住民と避難元地方公共団	道府県を通じて避難元県・市町村に提供すること		
	体の連絡・情報の提供	で避難者への各種通知に役立てる		
2	ICT地域のきずな再生・強化	仮設住宅や全国に避難している住民に対し地元地	被災者が居住している全国の地域	総務省
	事業(被災地域情報化推進事業)	域の行政情報等を迅速に提供等を行う情報通信環		
		境の構築を支援		
3	避難住民の受入れに伴う経費に			総務省
	対する地方財政措置〔再掲〕			

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

3 被災者への支援 (12)避難指示区域等から避難している被災者への支援

番号	施策名	施策概要	対象地域	担当省庁
1	地域の希望復活応援事業(福島	避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組	原子力被災 12 市町村(田村市、南相馬市、川俣町、	復興庁
	原子力災害避難区域等帰還・再	や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉	
	生加速事業)	けた荒廃抑制・保全対策を実施	町、浪江町、葛尾村、飯舘村)等	
2	コミュニティ復活交付金(長期	長期避難を余儀なくされる避難者に対する災害公	長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発	復興庁
	避難者生活拠点形成交付金)	営住宅の整備等の基盤整備やコミュニティ維持な	避難者向け災害公営住宅を整備することとして生	
		どのソフト施策を一体的に実施	活拠点形成事業計画を作成した受入市町村	
3	原発事故による避難指示区域等	原発事故により政府として避難を指示又は勧奨し	警戒区域等(制度開始当初、警戒区域、計画的避	国土交通省
	からの避難者に対する高速道路	ている区域等に居住していた避難者の一時帰宅等	難区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指	
	の無料措置	の生活再建に向けた移動を支援する目的で、高速	示解除準備区域に指定されていた地域並びに緊急	
		道路の無料措置を実施	時避難準備区域に指定されていた地域)	

4	東電による損害賠償の迅速かつ	東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われ	被災者が居住している全国の地域	経済産業省
	適切な実施のためのサポート	るよう、原子力損害賠償支援機構による資金援助		文部科学省
		等を実施するとともに、必要に応じ東京電力を指		
		導		
5	医療保険制度・介護保険制度の	避難指示区域等の被災者(他市町村への転出者を	避難指示区域等(警戒区域・計画的避難区域・緊	厚生労働省
	特別措置(医療・介護における	含む)の医療保険・介護保険の窓口負担及び国民	急時避難準備区域・特定避難勧奨地点(ホットス	
	財政支援)	健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険	ポット)。既に解除・再編された場合を含む。)	
		料(税)の免除を行った保険者に対する財政支援		
		を実施		
6	障害福祉サービス等の利用者負	避難指示区域の被災者の障害福祉サービス等の窓	避難指示区域	厚生労働省
	担免除の特別措置(障害福祉に	口負担免除に要する費用を助成		
	おける財政支援)			
7	固定資産税・都市計画税・不動	避難指示区域等に資産を保有する住民に対し、固	避難指示区域、居住困難区域、旧警戒区域	総務省
	産取得税の課税免除等の特例	定資産税等の地方税の特例を措置		
	(地方税)			
8	自動車取得税・自動車税・軽自	旧警戒区域内等で自動車を保有する住民に対し、	旧警戒区域、自動車持出困難区域(警戒区域であ	総務省
	動車税の非課税等の特例(地方	自動車取得税等の地方税の特例を措置	った区域で当該区域から自動車を移動させること	
	税)		が困難であるとして総務大臣が指定して公示した	
			区域)	
9	地デジチューナー等支援制度	地デジチューナー1台を無償給付、地上デジタル	「緊急時避難準備区域」等の規制区域の設定を受	総務省
	(受信機器購入等対策事業費補	テレビ放送の視聴に必要な個別アンテナの工事等	けた地域	
	助事業)	に関し経費を給付		

3 被災者への支援 (13) 放射線による健康への影響調査、医療の提供等

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	個人被ばく線量モニタリング運	個人線量計、ホールボディカウンターを利用した	福島県及び近隣県	環境省
	用ガイドライン	個人被ばく線量モニタリングに当たっての在り		
		方、技術的事項に関するガイドライン		
2	基金による、外部・内部被ばく	福島県民健康管理調査や子育て支援の観点からの	福島県	環境省
	測定等	医療費の助成等のために活用されている福島県民		復興庁
		健康管理基金により、福島県内の子ども等に個人		
		線量計による外部被ばく測定、ホールボディカウ		
		ンターによる内部被ばく測定を実施するととも		
		に、基金の各事業のフォローアップを実施		
3	事故初期ヨウ素等短半減期核種	半減期が短く現在では測定できない核種による被	_	環境省
	による内部被ばくの線量評価調	ばく線量評価について調査・研究		
	査(原子力被災者健康管理・健			
	康調査等委託事業費)			
4	外部被ばく測定のモデル的実施	個人線量計を利用した外部被ばく線量の測定	福島近隣県	環境省
5	避難指示解除準備区域等におけ	避難指示解除準備区域等において個人線量計を利	避難指示解除準備区域等	環境省
	る外部被ばく測定等	用した外部被ばく線量の測定等		
6	県民健康管理調査(福島県県民	福島県民に対し、基本調査、甲状腺検査、健康診	福島県	環境省
	健康管理基金)	査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊		
		産婦に関する調査を実施等		
7	甲状腺結節性疾患有所見率調査	福島県における甲状腺検査結果の理解促進に資す	_	環境省
	事業(原子力被災者健康管理·	るため、福島県外3県で実施した甲状腺有所見率		
	健康調査等委託事業費)	調査の周知など、福島県における甲状腺検査の理		
		解促進を引き続き支援		

8	福島近隣県を含め、事故後の健	福島近隣県を含め、事故後の健康管理の現状や課	_	環境省
	康管理に関する検討	題を把握し、今後の支援の在り方を検討するため、		
		新たに有識者会議を開催		
9	被ばく量の観点から必要な医療	被ばく量の観点から、事故による放射線の健康へ	_	環境省
	施策に関する検討	の影響が見込まれ、支援が必要と考えられる範囲		
		(子ども・妊婦の対象範囲や負傷・疾病の対象範		
		囲)を検討するなど、県民健康管理調査や個人線		
		量把握等の結果等を踏まえて、医療に関する施策		
		のあり方を検討		
10	質の高い甲状腺医療が受診可能	甲状腺の精密検査・診断、ヨード内用療法等、質	福島県	環境省
	となる診断・医療技術の向上支	の高い甲状腺医療が受診可能となる、診断・医療		
	援	技術の向上を支援		
11	母乳の放射性物質濃度検査及び	母乳による育児の不安解消のための放射性物質検	福島県	環境省
	新生児聴覚検査(福島県県民健	査、母胎へのストレスが胎児に与える影響を検査		
	康管理基金)	するための新生児聴覚検査を実施		

3 被災者への支援 (14) その他

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	県外自主避難者等への情報支援	福島県外の避難者に対し、避難元・避難先に関す	県外避難者を多く抱える近隣県及び一定数の県外	復興庁
	事業	る情報提供、避難者からの相談対応等を行う事業	避難者が存在する遠隔地の大都市圏	
		を民間団体を活用して実施		
2	NPO等の運営力強化を通じた	NPO等が主体となった東日本大震災の被災地の	岩手県、宮城県、福島県	内閣府
	復興支援事業	復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運	(被災3県からの避難者が居住する地域を含む)	
		営力強化に向けた取組を支援		
3	東日本大震災被災地における女	女性の悩み・暴力に関する相談窓口を開設し、電	岩手県、宮城県、福島県	内閣府
	性の悩み・暴力相談事業(東日	話及び面接により相談を受け付けるとともに、相		
	本大震災による女性の悩み・暴	談員が仮設住宅等を訪問するなどして、直接相談		
	力に関する相談事業)	を受付		
4	地域づくり支援事業(専門家派	現地のニーズに応じた形で、まちづくり等に関す	特定被災地方公共団体等(宮城県全県の他、北海	内閣官房
	遣事業)(地域づくりに関する専	る各種専門家を長期間を視野に入れて被災地に派	道、青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、	
	門家派遣支援に必要な経費)	遣し、速やかな復興を支援	埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の各道県の一部	
			市町村(178 市町村)等)	
5	少子高齢化・環境対応等復興モ	「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」	特定被災区域(岩手県、宮城県、福島県の全域及	内閣府
	デル事業費補助金	としての復興に資する、少子高齢化、環境対応等	び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新	
		の分野でのモデル事業の実施を支援	潟県、長野県内の一部市町村)	
6	株式会社東日本大震災事業者再	金融機関等からの債権買取や被災事業者に対する	岩手県、宮城県、福島県各全県の他、北海道、青	復興庁
	生支援機構による(医療福祉事	出資、事業再生の専門家の派遣等を通じて、震災	森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、	
	業者を含む)事業者の二重債務	により被害を受けた中小企業等の再生支援を実施	長野県、群馬県、東京都、静岡県の各都道県の一	
	問題への対応		部市町村(14 都道県、351 市町村)	
7	個人債務者の私的整理に係る支	一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委	被災者が居住している全国の地域	金融庁
	援事業	員会に対して、「個人債務者の私的整理に関するガ		
		イドライン」の実施における業務(個人債務者に		
		よる申出の支援等)に関連して、被災された債務		
		者が負担する手続費用等の補助金を給付		

8	東日本大震災法律援助事業	日本司法支援センターにおいて、二重債務問題な	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	法務省
		どの法的問題の解決を促進するため、被災者に対		
		し、その資力の状況にかかわらず、弁護士等の無		
		料法律相談や弁護士費用の立替を実施		
9	日本司法支援センター常勤弁護	日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合	宮城県東松島市、気仙沼市、福島県相馬市、浪江	法務省
	士の被災地自治体派遣	会と連携し、同センター常勤弁護士を派遣し、被	町 その他弁護士派遣を要望する被災地域	
		災自治体が復興業務を進める上で直面している法		
		的問題の解決を通じ、被災地の復興を支援		
10	地域コミュニティ復興支援事業	被災者が地域において「絆」やつながりを持ち続	被災者が居住している全国の地域	厚生労働省
	(緊急雇用創出事業臨時特例基	けることができるよう、地域において面的な支援		
	金(住まい対策拡充等支援事業	を行い、地域コミュニティの復興支援		
	分))			
11	地域支え合い体制づくり事業	地域交流など総合的な機能を有する「介護等のサ	岩手県、宮城県、福島県	厚生労働省
	(地域支え合い体制づくり事	ポート拠点」の運営等、東日本大震災による被災		
	業)	者の生活支援に係る事業に対する財政支援		
12	復興の場面における男女共同参	復興に当たって、女性が活躍している事例や被災	岩手県、宮城県、福島県及び被災3県からの避難	復興庁
	画の視点からの取組事例の収	地の女性を支援している事例などを収集し、公表	者が居住する都道府県等	
	集・公表及び被災地での働きか	するとともに、この事例集も活用しながら、被災		
	け	地において、男女共同参画の視点に立った具体的		
		な取組を働きかけ		

4 その他の支援 (1) 低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究等及び成果の普及

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	被ばく線量評価調査研究、放射	・放射線医学総合研究所において、放射線の健康	福島県内の自治体をはじめ、全国の自治体	文部科学省
	線に対する感受性の研究、放射	及び環境への影響に関する研究を進め、科学的		
	線リスクの低減や長期被ばくの	データを収集・解析し、国民にわかりやすく発		
	メカニズム解明に向けた研究	信することにより、放射線利用に対する安心の		
		醸成に貢献するほか、被ばく・汚染患者の診断		
		及び治療に関する研究、複数の放射性核種によ		
		る内部被ばくの診断・治療に関する研究を実施		
		・放射線の健康影響に係る研究調査事業、放射線	_	環境省
		被ばく線量評価等に関する調査研究事業等を実		
		施(原子力災害影響調査等事業)		
2	ふくしま医療福祉機器開発事業	福島県において、復興計画の重点プロジェクトの	福島県	経済産業省
	費補助金、国際的先端医療機器	1つに位置付けた「医療関連産業の集積」を推進		
	開発実証事業費補助金	するため、医療福祉機器の製品開発・実証試験に		
		取り組む企業者等の支援を実施		

4 その他の支援 (2)放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材の養成

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	保健医療福祉関係者向け研修の	政府全体で、原子力被災者をはじめとする国民全		
	実施	般が抱える健康不安への対策を確実かつ計画的に		
		講じることとし、保健医療福祉関係者に対する健		
		康影響等に関する知識や技能を習得するための研		
		修については以下のとおり実施		
	(講師の育成・派遣等)	・保健医療福祉関係者が今般事故の被災者をはじめと	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省
		する国民に対して情報を適切に発信できるよう、放		
		射線の健康影響等の専門知識や適切な伝達手法に関		
		する研修を行う講師を育成するため、研修を実施す		
		るとともに講師の派遣を行う		
	(研修の企画実行、要請や機会の	・保健医療福祉関係者用の研修教材の編集への協力及	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	厚生労働省
	確保)	び当該教材を使用した研修を実施する。また、関係		
		団体や地方公共団体に対し、研修を行うよう要請す		
		る。さらに、地方公共団体の保健医療福祉従事者に		
		対し、放射線による健康影響等も含む研修の機会を		
		設ける		
	(放射線による健康不安の軽減	・福島県及び県内の市町村並びに福島近隣県の市町村	福島県、岩手県、宮城県、群馬県、栃木県、茨城	環境省
	等に資する人材育成事業及び	の保健医療福祉関係者、教育関係者及び自治体職員	県、千葉県	
	住民参加型プログラム等の実	等を対象として、今後の健康相談に対応するため、		
	施並びにリスクコミュニケー	より専門的な内容について実践的な研修を行う		
	ションに係る拠点の設置等)			
	(原子力災害時の医療に関する	・原子力災害時に汚染の可能性のある傷病者への適切	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	原子力規制庁
	研修の実施)	な医療対応ができることを目的に、被ばく医療対応、		
		原子力災害時の汚染・被ばく者の医療対応事例の講		
		義及び医療機関での一連の医療対応実習を実施		

2	ホールボディカウンター使用方	・福島県内及び全国の被ばく医療機関に設置され	福島県内及び被ばく医療機関のある全国の地域	文部科学省
	法・内部被ばく線量評価法に関	ているホールボディカウンターを定期的に校正	(北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、神奈	
	する研修の実施	し、その際、ホールボディカウンターが設置さ	川県、静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、	
		れている機関の担当者や医療スタッフに対し	京都府、大阪府、島根県、鳥取県、岡山県、山口県、愛媛	
		て、ホールボディカウンターの正しい使用方法	県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県)	
		及び内部被ばくの線量評価法の研修を実施		
		・ホールボディカウンターの研修ニーズ等につい	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	原子力規制庁
		て調査を実施		
3	福島健康管理拠点の緊急整備	福島県において「放射線医学県民健康管理センタ	福島県	環境省
	(福島県県民健康管理拠点の緊	一」を整備		
	急整備)			
4	福島県立医科大学におけるリス	福島県立医科大学に開設するリスクコミュニケー	福島県	環境省
	クコミュニケーション拠点の強	ションのための講座開設を支援		
	化			

4 その他の支援 (3)国際的な連携協力

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	ウクライナ及びベラルーシとの	原発事故後の対応についてウクライナ及びベラル	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	外務省等
	原発事故後協力合同委員会等の	ーシと情報を共有するため、年1回の合同委員会		関係省庁
	開催	を開催		
2	福島県におけるIAEAとの協	福島県における放射線モニタリング及び除染、人の	福島県	外務省等
	カプロジェクト実施	健康、並びに緊急事態の準備及び対応等の分野にお		関係省庁
		ける各種協力プロジェクトを実施		

4 その他の支援 (4)国民の理解

番号	施策名	施策概要	対象地域(支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	健康影響への不安に対するリス	国民の低線量放射線の健康影響への不安に対する	_	復興庁
	クコミュニケーションの推進	リスクコミュニケーションを効果的に進めるため		環境省
		に、関係省庁間の強力な連携の下、取組をより効		関係省庁
		果的に推進		
2	福島県立医科大学による福島県	福島県県民健康管理拠点の緊急整備において「放	福島県	環境省
	民健康管理調査結果の分析・評	射線医学県民健康管理センター」を整備		
	価及び情報発信			
3	県民健康管理調査の理解促進	甲状腺検査に関するパンフレット配布や説明会開	福島県	環境省
		催等の理解促進に向けた取組を実施		
4	原発事故に関するコールセンタ	東京電力福島原子力発電所事故の影響により、健	福島県内及び被災者が居住している全国の地域	原子力規制庁
	一設置	康被害や除染、今後の生活再建などについて不安		
		を感じている福島県内の被災住民や、福島県外に		
		避難している福島県民に対して、いつでも相談に		
		応じられるよう、電話相談窓口を設置し、相談内		
		容に応じて関係機関等を紹介するとともに、原子		
		力災害等に関する正しい情報を提供		
5	学校における放射線に関する教	児童生徒等が放射線に関する科学的な知識を身に	各都道府県全域	文部科学省
	育の支援	付けるとともに、理解を深めることができるよう、		
		学校における放射線に関する教材等の作成・配布		
		や教員に対する研修等の支援を行う		
6	食品中の放射性物質に関するリ			消費者庁
	スクコミュニケーション〔再掲〕			
7	インターネットを活用した基準	インターネットを活用した新基準値の周知徹底	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	消費者庁
	値の周知徹底等	や、公共施設等における消費者への広報等を通じ、		関係省庁
		食品中の放射性物質に関する情報の提供を推進		

8	法務省の人権擁護機関による人	法務局等において被ばくについての風評に基づく	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	法務省
	権擁護活動(震災に伴う人権擁	差別的取扱い等の人権問題に対する相談、シンポ		
	護活動の充実強化)	ジウムの開催等の啓発活動を実施		
9	地域における「ふくしま」ブラ	リスクコミュニケーション機能強化を図るため、	福島県	内閣府原子力
	ンドの回復活動支援(福島県原	甲状腺検査説明会、よろず健康相談会等を開催		被災者生活
	子力被害応急対策基金)			支援チーム
10	放射線による健康不安の軽減等			環境省
	に資する人材育成事業及び住民			
	参加型プログラム等の実施並び			
	にリスクコミュニケーションに			
	係る拠点の設置等〔再掲〕			

[※]二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。